



平成 23 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役会長 菊川 剛
 (コード：7733、東証第 1 部)
問合せ先 広報・IR 室長 南部 昭浩
 (TEL. 03-3340-2111(代))

一連の報道に対する当社の見解について

当社は、2011 年 10 月 14 日開催の臨時取締役会においてマイケル・ウッドフォード氏（以下「同氏」）に対する代表取締役・社長執行役員解職を決議しました。その理由については同日付の適時開示「代表取締役の異動に関するお知らせ」で説明している通りですが、その後一部報道機関において不正確あるいは誤解を招くおそれのある内容が報道されています。これら一連の報道で述べられている内容について、以下の通り事実の詳細および当社の見解を説明します。

記

1. 当社が同氏の解職を決議した経緯について

同氏解職の理由は、当社が 2011 年 10 月 14 日の適時開示および記者会見にて説明しております通り、他の経営陣の間にて、経営の方向性・手法に関して大きな乖離が生じ、経営の意思決定に支障をきたす状況になったことにあります。

一部報道で同氏が社外機関に報告書作成を依頼したことに關しては、同氏が独自に依頼したものであり、当社およびグループ会社の監査等とは関係ありません。当該報告書については、同氏が 2011 年 10 月 13 日に現経営陣全員、監査役、監査法人および法律事務所に対して提出したものであります。また、当該報告書とあわせて、一部の経営陣に対する辞任要求があったことも認識しております。一部報道機関において、この辞任要求が同氏の真の解職理由であるかのような報道がされておりますが、辞任要求自体が直接の理由ではなく、あくまで同氏の行った様々な独断的な行為のひとつに過ぎません。なお、当該報告書の内容については、推測や憶測に基づくものが多く含まれており、事実と異なる記述や誤解を招くおそれのある内容と認識しております。

なお、同氏に対しては、現在も当社の取締役という立場であるにもかかわらず、経営の混乱を招き、企業価値を損ねたことは真に遺憾であり、同氏に対し、必要に応じて法的措置も検討したいと考えています。

2. M&A 案件に関する一部報道に対する当社の見解

(1) Gyrus Group PLC（以下「ジャイラス社」）買収におけるフィナンシャル・アドバイザー（以下「FA」）への支払いについて

①FA との当時の契約の概要

- FA の業務内容：1. M&A ターゲットの提案
2. M&A トランザクション推進のためのチーム編成と運営管理
3. トランザクションの最適ストラクチャーの設計、提案
4. トランザクションに必要な分析、評価、交渉および必要な関連サービス

契約締結日：2007 年 6 月 21 日

支払金額：基本報酬 500 万米ドル
 成功報酬 買収金額の 5%（ただし買収金額に応じて所定の範囲内で変動する）
 内、現金 15%（ただし上限 1,200 万米ドルとする）
 オプション 85%（ただし現金の上限超過分はオプションに加算する）
 ワラントの付与

※上記報酬には FA を通じて外部に委託する法律関連等の費用も含む

②FA に対する支払いの金額およびその内訳

| 日付 | 概要 | 金額（米ドル） | 支払理由 |
|------------------|------------|----------|-----------|
| 2006 年 6 月 16 日 | 基本報酬 | 300 万 | FA 報酬 |
| 2006 年 6 月 18 日 | 基本報酬 | 200 万 | |
| 2007 年 11 月 26 日 | 成功報酬（現金） | 1,200 万 | |
| 2008 年 9 月 30 日 | ワラントの買い取り | 5,000 万 | |
| 2008 年 9 月 30 日 | オプションの買い取り | 17,698 万 | |
| 2010 年 3 月 31 日 | 優先株の買い取り | 44,302 万 | 優先株の値上がり分 |
| | 支払合計 | 68,700 万 | |

③FA から取得した優先株の詳細について

発行経緯：資本参加を希望する FA の要請により、ジャイラス社の優先株を発行

発行主体：Gyrus Group Limited（Gyrus Group PLC の変更後社名）

発行時期：2008 年 9 月 30 日

発行価格：1 億 7,698 万米ドル

買取価格：6 億 2,000 万米ドル

④FA から優先株を取得した経緯

ジャイラス社を当社の 100%保有とするため、FA に発行した優先株を 2010 年 3 月 31 日に 6 億 2,000 万米ドルで買い取りました。買取金額は双方の時価算定の間値（当社は第三者による時価算定）によって決定しております。

⑤その後の FA の状況について

当該 FA と当社との取引関係は優先株の買い取りをもって終了しておりますので、当該 FA のその後の状況については当社では認識しておりません。

⑥ジャイラス社の買収に関する当社の認識について

本件買収により、成長を期待される外科事業における当社ラインナップを強化することに加え、ジャイラス社の得意とする米国での販売網を拡充することができ、当社の企業価値の最大化に大きく貢献すると判断しました。買収金額については、デュー・ディリジェンス等を通じてジャイラス社の資産内容、事業内容他、潜在的シナジー等について総合的に検討を重ねた結果、妥当な金額であると判断しました。

⑦ジャイラス社の買収に係る決議に対する監査役の見解

監査役会全員一致の見解として、「取引自体に不正・違法行為は認められず、取締役の善管注意義務違反および手続き的瑕疵は認められない」との結論に至っております。

- (2) 株式会社アルティス（以下「アルティス」）、NEWS CHEF株式会社（以下「NEWS CHEF」）および株式会社ヒューマラボ（以下「ヒューマラボ」）買収およびその後の減損処理について

①当該3社の概要

| 社名 | 株式会社アルティス | NEWS CHEF株式会社 | 株式会社ヒューマラボ |
|------|--|---|---|
| 住所 | 東京都港区麻布台一丁目 11番9号 | 東京都港区麻布台一丁目 11番9号 | 東京都港区麻布台一丁目 11番9号 |
| 資本金 | 4億88百万円 | 4億99百万円 | 4億39百万円 |
| 主な事業 | 油化プラントを核にした資源リサイクルとCO2削減を提案する環境ソリューション事業 | フードキットの企画・開発・製造・販売 フードキット販売店舗等に関する企画・開発・運営 電子レンジ専用調理容器の企画・開発・製造・販売及びライセンス管理 電子レンジ専用調理容器を活用した事業企画・開発・運営及びコンサルティング | 健康食品、化粧品の販売 担子菌及び、その他の菌類の培養・研究・開発 担子菌類による皮膚改良 関与成分の研究開発・販売 農作物の生長及び保存等に寄与する農業用品の開発・販売 |

②買収の時期、金額および目的

| 社名 | 株式会社アルティス | NEWS CHEF株式会社 | 株式会社ヒューマラボ |
|------|-------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 買収時期 | 2006年5月22日～ 2008年4月25日 | 2006年5月22日～ 2008年4月25日 | 2007年9月10日～ 2008年4月25日 |
| 買収総額 | 288億12百万円 | 214億8百万円 | 231億99百万円 |
| 買収目的 | 各社ともヘルスケア領域における新事業創生の一環として買収したものです。 | | |

③買収にあたっての手続きの適正性について

第三者機関である外部会計事務所による評価を得ております。また、2008年2月22日開催の取締役会において当該3社の買収を決議しております。

④買収当時における評価額について

算定方法：DCF法による企業価値評価
 アルティス：335億～470億円
 NEWS CHEF：336億～383億円
 ヒューマラボ：298億～393億円

⑤買収後に行った減損処理の時期、金額とその理由

時期：2009年3月31日

金額 アルティス：196億14百万円
 NEWS CHEF：176億99百万円
 ヒューマラボ：183億70百万円

理由：リーマンショック等により外部環境が悪化したことを考慮し、保守的に減損処理を行ったものです。

⑥買収に関する当社の認識について

当社は新事業創生による事業拡大を経営目標の一つとして掲げており、その一貫としてヘルスケア領域において有望な技術を保有していると判断した企業を買収し、子会社化しました。

⑦買収に係る決議に対する監査役の見解

監査役会全員一致の見解として、「取引自体に不正・違法行為は認められず、取締役の善管注意義務違反および手続的瑕疵は認めらない」との結論に至っております。

3. 当社の今後の情報開示について

今後、開示すべき事項が発生した場合には、当社より速やかに開示いたします。

以 上